

最大60万円

中山町結婚新生活支援事業



① 住宅賃貸

賃料 敷金 礼金
共益費 仲介手数料



② 引っ越し

住居の転居に伴う
荷物の移動・運搬費用



③ 住宅取得

建物の建築費・購入費



④ リフォーム

修繕 増築
改築の工事費用

対象世帯の主な要件

その他要件は町HPをご覧ください。
下記連絡先までお問い合わせください。

- ☑ 令和8年1月1日以降に婚姻した
- ☑ 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ☑ 令和7年の夫婦の合計所得が500万円未満
- ☑ 新生活の拠点となる住所に、夫婦どちらかが住民登録している。
- ☑ 夫婦ともに公的機関が実施する講座等を受講している。

申請・問い合わせはこちら

中山町健康福祉課 子育て支援グループ
〒990-0406 中山町大字柳沢 2336-1
[TEL:023-662-2705](tel:023-662-2705) FAX:023-662-2065

補助対象経費・補助上限額

上記①～④に係る経費

(令和8年4月1日～令和9年3月31日に
支払ったもの)

- 夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- その他世帯：30万円